

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

発行人 会長 荻野 弘康



平成 24 年 4 月 2 日 上野精養軒

6月21日（木）駿台記念館にて平成23年度の定期総会が行われました。総会の議案等は次ページ以降に掲載の通りです。

総会前に例年の如く、平川顧問による「平成23年度の税制改正」について、税制改正の経緯まで含めた懇切な講義が行われ、受講者に好評でした。

来賓として、富岡名誉教授をはじめ、友好会計人会から多くのご参加をいただき、総会後の懇親会も、楽しく盛大に行われました。

会員各位の温かいご支援に心より感謝申し上げます。

当日は、富岡名誉教授ご投稿の文芸春秋五月号「税金を払っていない大企業リストー具体的な不公平税制を放置し消費税増税は×」と関連資料を配布したところ、友好会計人会より、説得力のある貴重な資料、論説であるとの謝辞をいただきました。

富岡先生のご健勝と一層のご指導をお願いいたします。

会長 荻野 弘康

平成23年度事業報告書

平成23年1月1日から平成23年12月31日まで

1 会議等

6月13日

第一部 定時総会 駿河台記念館
事業報告、収支報告

第二部 講演会

テーマ：「平成23年度税制改正 実務上のチェックポイント」

講師：税理士 平川 忠雄先生

第三部 懇親会 駿河台記念館

9月6日

正副会長会－理事会 駿河台記念館

顧問新任について

役員の補充について

事業活動の推進について

11月24日

正副会長会－理事会 駿河台記念館

2 組織活動

①研究会・講演会の開催

平成23年6月13日 講演会

②会員名簿の随時訂正・拡充

③新規加入会員の勧誘

④中央大学会計人会ゴルフ同好会

平成23年10月4日

税理士六大学対抗ゴルフ大会参加

霞ヶ関カンツリー倶楽部

3 広報活動

①中央大学会計人会会報第11号発行

(平成23年10月20日)

②中央大学学員時報 年賀広告掲載

4 大学・大学学員会関係

①幹事会・支部長会議出席

②評議員活動

③学員会への出席

5 他団体関係

各大学会計人会に正副会長が出席

7月2日 税理士稲門会 定時総会

7月8日 神奈川大学会計人会 定時総会

7月14日 税理士三田会 定時総会

7月21日 青学会計人クラブ 定時総会

7月21日 専修大学会計人会 定時総会

9月10日 法政会計人会 定時総会

10月8日 明治大学士業会 懇親会

10月29日 全国会計人会サミット

サミット会議 於：慶応義塾大学

12月8日 駿台会計人倶楽部 定時総会

平成23年度 収支報告

平成23年1月1日から平成23年12月31日まで

中央大学会計人会

【単位：円】

収入の部			
科目	平成23年度予算額	平成23年度決算額	差額
通常会費収入	2,000,000	1,760,000	240,000
親睦会収入	1,000,000	140,000	860,000
雑収入	200,000	517,900	-317,900
利息収入	30,000	2,692	27,308
当年度収入合計	3,230,000	2,420,592	809,408
前期繰越収支差額	17,363,427	17,363,427	
収入合計	20,593,427	19,784,019	809,408

支出の部			
科目	平成23年度予算額	平成23年度決算額	差額
会場費	800,000	292,949	507,051
通信費	600,000	244,591	355,409
事務局費			0
消耗品費	150,000	32,044	117,956
会報費	800,000	609,493	190,507
渉外費	400,000	336,550	63,450
研修費	300,000	60,000	240,000
広告費	100,000	56,250	43,750
予備費			0
雑費	100,000	86,210	13,790
当年度支出合計	3,250,000	1,718,087	1,531,913
次期繰越収支差額	17,343,427	18,065,932	-722,505
合計	20,593,427	19,784,019	809,408

収入の部内訳（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

【単位：円】

会費収入	年会費 5,000円 2名 郵便局 10,000	
	年会費 10,000円 175名 郵便局 1,750,000	
	合計	1,760,000
親睦会収入	定時総会 12名	140,000
	合計	140,000
雑収入	定時総会 18名	177,000
募金活動経費	中央大学	340,000
その他		900
	合計	517,900
受取利息収入	三井住友銀行	525
	みずほ銀行	1,976
	三菱東京UFJ	148
	みずほアセット信託	5
	郵貯銀行	38
	郵便振替預金	0
	合計	2,692
収入の部合計		2,420,592

財産目録

平成23年12月31日現在

中央大学会計人会

【単位：円】

科目（内訳）	金額
I 資産の部	
1 現金	0
2 銀行預金等	
①三井住友銀行 上野支店 （普）No.7579585	2,985,649
②みずほ銀行 上野支店 （普）No.4512448	11,903,980
③三菱東京UFJ 中野支店 （普）No.4551431	74,258
④郵貯銀行 No.10020-7219321	1,414,295
⑤郵便振替預金 No.150-6-28490	1,687,750
資産部合計	18,065,932
II 負債の部	0
差引正味財産有高	18,065,932

会計監査報告書

平成23年度決算につき、平成23年度の事業報告書並びに収支報告書、財産明細及び関係帳簿類等を監査したところ、適法に処理されておりますので、ご報告申し上げます。

平成24年6月6日

監事 佐藤 博司（印）

平成24年度 事業計画書（案）

平成24年1月1日から平成24年12月31日まで

1 会議等

会員総会開催（年1回） 駿河台記念館
理事会開催（年2～3回） 駿河台記念館等
正副会長会開催（年2～3回予定）
常任理事会（年2～3回予定）

2 会員活動

- ①日本税理士会機関紙
「税理士界」広告（予定）
- ②東京税理士会機関紙
「東京税理士界」広告（予定）
- ③中央大学学員会
「学員時報」広告（予定）
- ④CPA会員名簿による直接入会のすすめ
- ⑤新会員名簿発行
- ⑥中央大学会計人会 会報の発行（年2回予定）
- ⑦中大OB・財務省・国税庁OBによる研修会開催
秋季定例研修会開催

3 大学・大学学員会

- ①幹事会その他出席
- ②評議員会出席

4 他団体関係

- ①他大学会計人会出席
- ②大学学員会他支部出席等

平成24年度 収支予算書（案）

平成24年1月1日から平成24年12月31日まで

中央大学会計人会

【単位：円】

収入の部			
科目	平成24年度予算額	平成23年度予算額	差額
通常会費収入	2,000,000	2,000,000	0
親睦会収入	1,000,000	1,000,000	
雑収入	200,000	200,000	0
利息収入	30,000	30,000	0
当年度収入合計	3,230,000	3,230,000	0
前期繰越収支差額	18,065,932	17,363,427	
収入合計	21,295,932	20,593,427	0

支出の部			
科 目	平成24年度予算額	平成23年度予算額	差 額
会場費	400,000	800,000	-400,000
通信費	600,000	600,000	0
事務局費			
消耗品費	150,000	150,000	0
会報費	1,200,000	800,000	400,000
渉外費	400,000	400,000	0
研修費	300,000	300,000	0
広告費	100,000	100,000	0
予備費			
雑 費	100,000	100,000	0
当年度支出合計	3,250,000	3,250,000	0
次期繰越収支差額	18,045,932	17,343,427	
合 計	21,295,932	20,593,427	0

家族の変容

— 親族等扶養の変化を考える —



岩田 克夫
(昭和37年3月卒)

家族は歴史的に大きく変化してきた。家族を何よりも大切とするまなざしは、決して普遍的なものではない。現在では家族を定義することすらむずかしくなっている。

日本における家族の変容、特に戦後の家族形態の変化を概観する。また、家族をめぐる制度の変化を、明治民法

における「家制度」、戦後民法における婚姻や家族に関する定めを通してみていく。

さらに、近年の変化を「家族の脱制度化」をキーワードとして考えると、年功序列給与、終身雇用制度、高度経済成長期に愛情を基礎として性別役割分業（男は仕事、女は家庭）を営む近代家族の形態が一般化した。この家族を支える規範が揺らいできている。離婚や結婚についての規範が変化し、結果的に家族のあり方に大きく影響を与えていることをみる。

■明治民法と「家」

ここでは「家族」がどのように誕生したのか。明治4（1871）年、全国統一戸籍としては初の戸籍法が制定された。これにより全国民はいずれかの「戸」に編入されることになった。戸籍は身分関係と居住関係を登録するものであり、明治政府は戸により国民を管理しようとしたのである。

明治31（1898）年、明治民法が施行された。これにより男系を優先し、長幼の序列を重んじる「家制度」が確率した。家の統率者である戸主（男性）は、絶対的な権限を有していた。例えば、家督相続権（家産相続の権利、祖先祭祀の義務）、他の戸の構成員に対する権限（婚姻・養子縁組に対する同意権、入籍または去家に対する同意権、居所指定権、家籍排除権）などである。その反面、戸主は戸の構成員に対する扶養義務も負っていた。

■日本国憲法の制定と戦後の「家族」

第二次世界大戦終了後、混乱と困窮の時代がやってきた。

家族制度にかかわることとしては、何よりもまず昭和21（1946）年の日本国憲法の制定とGHQによる「家制度」廃止があげられるだろう。「基本的人権」を基礎とするこの第24条において「婚姻の自由」と「両性の平等」が明確に述べられていることに注目したい。いずれ保有や農業生産にどのように従事しているか、ということから決められていた。指導者として君臨した貴族、武士がどのような政策をとってきたかも、貧困をどの程度生んだかを決めている。

中世の貧困者も基本的には農民と身分制による下層階級の人であった。当時の身分は貴族、武士、百姓（名主・小百姓）、下人、被差別民、に大別される。鎌倉時代の荘園制では、小百姓や、下人は領主や名主に年貢（地子）を納めねばならず、経済的に苦しかった。室町時代では灌漑用水の整備や農地開発によって、荘園制から村落共同体に変化した。基本的には多くの小百姓・下人は貧困であった。さらに天災や飢餓による被害も頻繁に発生し、人々を苦しめた。室町末期から戦国時代に特有なことは、度重なる戦乱によって農地が荒廃し、かつ農民が武士階級から掠奪を受けることも多かった点である。

この時代に特筆すべきは、人々の中で最下級の社会階層として、被差別民が登場したことである。「散所」「河原者」と呼ばれたり、「宿者」「坂者」と

呼ばれたりした。

江戸時代の貧困を語る上で、五人組が貴重である。江戸幕府は納税確保と、お互いの監視による犯罪防止と互助を目的として、有名な五人組という最小の村落共同体を作った。この共同体では貧困者を次のように定義している。①老いて子なき者、②幼少にて父母なき者、③老いて妻なき者、④夫なき未亡人、⑤障害者、⑥長期疾病者、⑦天災を受けた者、の7種が挙げられる。

これを現代風に述べると、単身高齢者、親を失った子、寡婦、障害・疾病者、罹災者、となる。ここで述べた江戸時代の貧困者は現代の貧困者は現代の貧困者の代表選手とほぼ同じということに気が付く。「貧困者とは誰であるか」の問いに対する答えは、昔も今もほぼ同じなので非常に印象深い。いつの時代でも貧困になる人は、共通の特質を持っているのである。

江戸時代の貧困者が誰であったかをまとめれば、農民と、都市の下層階級として様々な職に就いていた、零細な手工業者と商人であった。

■階級社会の登場と貧困 明治から終戦まで

明治維新によって幕藩体制は崩壊し、新しい時代を迎えた、日本の近代化、産業化が進行し、経済の発展が見られた時代である。先進国よりかなり遅れて産業革命を経験して、資本主義経済が進展したが、産業構造から見ればまだ農業が中心であった。したがって、伝統的な農民層は数多く存在して

いた。

■むすび

時代とともに「家族」は変わる。父母が子供を育てるということは当然である。

しかし、その逆、子供達が父母の扶養することには、近年、多様な考え方があるようだ。

それに対し、明治民法は、第945条において第一項「直径血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ為ス義務ヲ負フ」と先ず定め、第二項において「夫婦ノ一方ト他ノ一方、直系尊属ニシテ其ノ家ニ在ル者トノ間亦同シ」

扶養の義務は、第955条以下、第963条まで定めているが、第955条第一項には複数の扶養義務者の順序。被扶養者の順序の第957条第一項で定められている。

第八章 扶養ノ義務

第九五四条

①直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ為ス義務ヲ負フ

②夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊属ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同シ

第九五五条

①扶養ノ義務ヲ負フ者数人アル場合ニ於テハ其義務ヲ履行スヘキ者ノ順序左ノ如シ

第一 配偶者

第二 直系卑属

第三 直系尊属

第四 戸主

第五 前条第二項ニ掲ケタル者

第六 兄弟姉妹

②直系卑属又ハ直系尊属ノ間ニ於テハ其親等ノ最モ近キ者ヲ先ニス前条第二項ニ掲ケタル直系尊属間亦同シ

第九五七条

①扶養ヲ受クル権利ヲ有スル者数人アル場合ニ於テ扶養義務者ノ資力カ其全員ヲ扶養スルニ足ラサルトキハ扶養義務者ハ左ノ順序ニ従ヒ扶養ヲ為スコトヲ要ス

第一 直系尊属

第二 直系卑属

第三 配偶者

第四 第九百五十四条第二項ニ掲ケタル者

第五 兄弟姉妹

第六 前五号ニ掲ケタル者ニ非サル家族

②第九百五十五条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

現民法と大きく異なる点は、扶養義務者の第二順位は直系卑属、即ち子供、孫等の第三位が直系尊属祖父母であり、扶養を受ける権利が複数の時は、第一位は直系尊属、以下、第二位直系卑属、第三位は配偶者となる。

参考文献

「扶養法と社会福祉」 著 明山和夫（有斐閣）

「変貌する家族と現代家族法」 編著 生野正剛（法律文化社）

「新版 図説家族法」 著 菅野耕毅（法学書院）

「図表で読み解く 社会福祉入門」 著 岡田忠克（ミネルヴァ書房）